

報 告 事 項

中学校給食導入促進事業 補助制度の概要（案）について

平成23年6月8日

中学校給食導入促進事業 補助制度の概要(案)

平成23年6月

1 中学校給食導入促進事業の目的

- 大阪府においては中学校給食の実施率が全国で最も低い。
- 学力や体力の根幹となる中学生の「食」を充実させ、全ての子どもたちの教育条件を整えるためには、中学校給食を府内に広げる必要があるが、市町村の財政負担が導入にあたっての課題となっている。
- そこで、府として、市町村の財政負担を大幅に軽減できるよう、時限を設けて支援を行うこととし、平成23年度当初予算において、府としての支援の総額を明らかにすることにより、市町村がそれぞれ工夫を凝らした中学校給食導入を推進することをサポートする。
- 補助期間は平成23年度から平成27年度の5年間とする

2 基本的な考え方

- (1) 中学校給食の実施主体は設置者である市町村であるが、府としてイニシャルコスト(施設整備ほか)を対象に補助し、全中学校への給食の導入を促進する。
- (2) 中学生の「食」の充実や、中学校給食を生きた教材として食育を進める観点からは全員喫食が望ましい。
- (3) 実施主体である市町村において、最も効率的・効果的な実施形態・運営形態を導入される必要がある。

3 補助制度の内容 ～ポイント～

(1) 施設整備費について定率補助

- ・施設整備の実額に対して定率補助(2分の1)

(2) 施設整備以外のイニシャルコストについて定額補助

- ・実施形態に関わらず固定的に必要なイニシャルコスト(消耗品等)については定額補助

(3) 用地取得費については、原則として補助の対象外。

ただし、用地取得についての「特別な事情」が認められる場合は、特例措置を設ける。

(4) 補助金の上限額を設定 ～過度な施設整備を抑制～

(注1) 政令市は本補助金交付対象外とする。

(注2) 補助制度とは別に、財政状況の厳しい市町村に限り、府の貸付制度を活用。

3-1 補助制度の内容

(1) 補助金の交付要件

ア 給食を実施していない市町村(一部実施含む)

新たに学校給食法上の完全給食を実施するため、原則として、平成23年度中に全中学校への給食導入のための実施計画書を策定・提出し、給食施設等の整備を行う場合

【実施計画書の記載事項(案)】

- ・整備スケジュール、事業費試算
- ・実施形態
- ・全員喫食又は選択制(目標喫食率)
選択制の場合は喫食率向上の取組計画
- ・就学援助制度の導入計画
- ・中学校給食を活用した食育推進方策

《参考:学校給食法等に基づく学校給食》

要件…国の定める「学校給食実施基準(栄養の基準等)」及び「学校給食衛生管理基準」を満たすこと
完全給食…パン又は米飯、ミルク及びおかず

イ 既に全校で給食を実施している市町村

以下の事業を実施するため、原則として平成23年度中に実施計画を策定・提出し、給食施設等の整備改修等を行う場合

- ・学校新設等により、給食施設等の整備を行う場合
- ・将来にわたり安全・安心な給食を提供するため、既存施設の機能向上に向けた全面改修等(ドライシステムへの転換等)を実施する場合

3-（2） 補助制度の内容

（2） 実施形態、運営形態等

ア 自校方式、共同調理場方式（給食センター等）、親子方式（小学校等の調理場から配送）、民間調理場活用方式のいずれも本補助金の対象とするが、最も効率的・効果的な実施形態を導入すること。

イ 市町村直営、民間等委託のいずれも本補助金の対象とするが、最も効率的・効果的な運営形態を導入すること。

ウ 給食の提供については、全員喫食が望ましいが、地域の実情に応じて、選択制の給食を実施する場合も本補助金の対象から除外しない。

ただし、実施計画書において喫食率向上のための取組計画を記載すること。

（注） 選択制の給食について、補助要件としての喫食率の制限は設定しない。

3-（3） 補助制度の内容

（3） 補助対象事業の範囲

ア 施設整備のうち、国交付金対象事業

- ・基本設計、実施設計、工事監理委託費
- ・調理場の新增築
- ・備品（附帯施設のうち、国要綱で対象とされているもの）

イ 施設整備のうち、国交付金対象外事業

- ・基本設計、実施設計、工事監理委託費
- ・調理場の改修等（既存調理場の増強、空き教室の転用等）
- ・配膳室等の整備
- ・運搬用エレベータ、リフトの整備
- ・周辺環境整備（食材等の搬入路整備、污水配管等）

ウ 施設整備以外（消耗品等）

上記以外の備品、消耗品等、施設整備費以外のイニシャルコスト

エ 用地取得費

原則として、補助の対象外とする。ただし、用地取得についての「特別な事情」がある場合は、特例措置を設ける。

（注）・いずれも、中学校給食の実施に必要な経費のみ対象とする。（小学校給食等の実施に必要な部分と明確に区分可能な場合は中学校給食部分。区分できない場合は喫食数等で按分）

・既に給食を実施している市町村で既存施設の全面改修等（ドライシステムへの転換等）を実施する場合は「ウ」は対象外とする。

3-（4） 補助制度の内容

（4） 補助金の算定方法

府補助金額＝定率補助分（ア）＋定額補助分（イ）

ア 定率補助分（（3）のア、イに対応）

（施設整備費－国交付金額）× 1／2

イ 定額補助分（（3）のウに対応）

区 分	補助金額（定額）
全員喫食	1,000万円
選択制	300万円

※

実績報告時に購入リスト等の提出を求め、補助額以上の執行があることの確認を行う。

※生徒数300人未満の学校については、200万円を減じる。

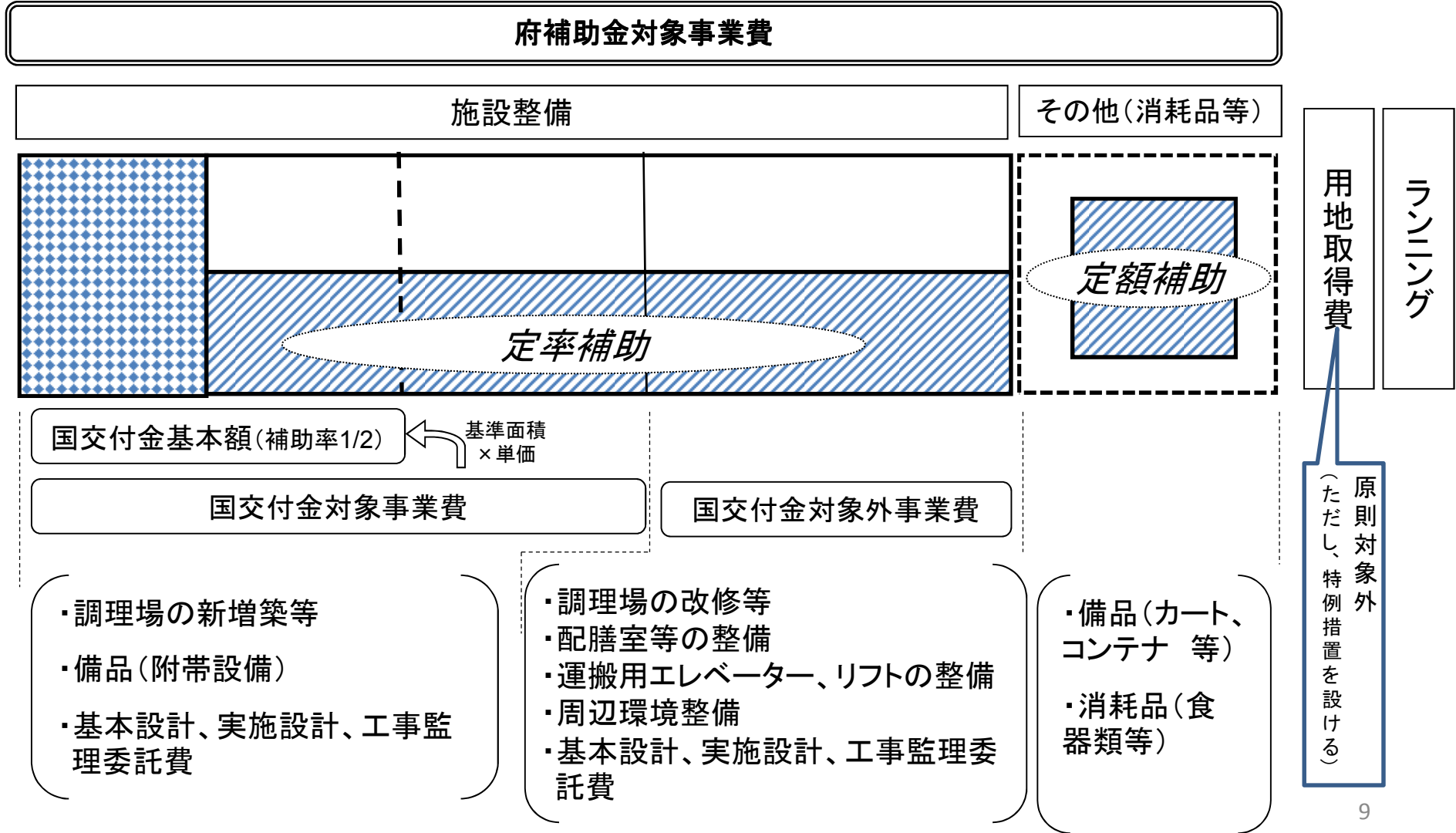
（5） 補助金の上限額の設定

中学校の生徒数規模に関わらず、1校当たりの府補助金の上限額を設定する。

1校当たり、1.05億円

（注）共同調理場方式など、複数校を対象とした整備を行う場合、当該学校数を乗じた額を全体の上限額とする。

3-(5) 補助制度の内容(イメージ)



実施形態ごとの施設整備のイメージ

自校調理方式の場合

- 調理場の新增築
- 調理場の改修（空き教室等の転用等）
- 配膳室の整備
- エレベータ（リフト）の整備

共同調理場方式の場合

- 共同調理場の新增築
- 小学校用の共同調理場の増築等（中学校部分の増強）
- 中学校の配膳室の整備
- エレベータ（リフト）の整備

親子方式の場合

- 中学校の配膳室の整備
- エレベータ（リフト）の整備
- 小学校等給食施設の増築等（中学校部分の増強）

民間調理場活用方式の場合

- 中学校の配膳室の整備
- エレベータ（リフト）の整備

（注）いずれも、中学校給食の実施に必要な経費のみ対象とする。

（小学校給食等の実施に必要な部分と明確に区分可能な場合は中学校給食部分。区分できない場合は喫食数等で按分）

4 今後のスケジュール(予定)

日 程	内 容 等
平成23年6月	「中学校給食導入に向けた補助制度の概要(案)」の公表 →市町村において府補助制度を活用した給食実施について検討
平成23年9月 ～10月	補正予算により、H23年度の所要経費を計上 「中学校給食導入促進事業補助要綱」の制定
平成23年10月 以降	平成23年度交付申請書受付開始 (併せて「実施計画」の提出)
平成23年12月	市町村の意向集約 平成24年度以降の所要経費の見積もり
平成24年3月	市町村の「実施計画」の提出 (平成23年度に実施(申請)する場合には、前倒しで提出)

<参考>平成23年度当初予算について

事業名	中学校給食導入促進事業
形式	5年間の支援総額の上限を債務負担行為(※注1)
総額	246億円 (2.1億円(※注2)×234校(中学校給食未実施校)×1/2)

(※注1)債務負担行為とは

将来にわたる債務を負担する行為をさす。その行為をすることのできる事項、期間及び限度額を予算で定める。

○ 地方自治法 第214条

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

(※注2)平均的な食数、面積の整備事例の中で、最大の施設整備費

＜参考＞補助金交付イメージ①

自校調理方式の財源イメージ

- 方式 自校調理方式・全員喫食
- 施設整備費 1.8億円
- 生徒数 500名
- 消耗品等 $+\alpha$ (定額補助分の2倍程度)

○ 財源イメージその1 (国庫交付金対象の場合)

国庫 1,800万円	市町村負担額	8,100万円	$+\alpha$	市町村計 8,100万円 $+\alpha$
(1.8億円×補助率10%)	府補助定率分 8,100万円	(事業費1.8億円－国庫1,800万円)×1/2	府補助定額分 1,000万円	府補助計 9,100万円
国庫交付金対象事業費		国庫交付金対象外事業費	その他	
施設整備 (定率補助部分)			定額補助部分	

○ 財源イメージその1 (国庫交付金対象外の場合)

市町村負担額 9,000万円		$+\alpha$	市町村計 9,000万円 $+\alpha$
府補助定率分 9,000万円 (事業費1.8億円×1/2)		府補助定額分 1,000万円	府補助計 1億円
施設整備 (定率補助部分)		定額補助部分	

＜参考＞補助金交付イメージ②

共同調理場方式の財源イメージ

- 方式 共同調理場（給食センター）1箇所
- 対象学校数 6校
- 施設整備費 10億6,000万円（@約1.76億円/校）
- 消耗品等 +α（定額補助分の2倍程度）

○ 財源イメージその1（国庫交付金対象の場合）

国庫 1億600万円 (10.6億円×補助率10%)	市町村負担額	4億7,700万円	+α	市町村計 4億7,700万円+α
	府補助定率分 4億7,700万円	(事業費10.6億円－国庫1億600万円)×1/2	府補助定額分 6,000万円	府補助計 5億3,700万円
国庫交付金対象事業費		国庫交付金対象外事業費	その他	
施設整備（定率補助部分）			定額補助部分	

【定額補助分】 1,000万円 × 6校 = 6,000万円

【府補助金上限額】 1億500万円 × 6校 = 6億3,000万円

